

# 福祉だより信州

昭和27年1月11日  
第三種郵便物認可第740号  
平成29年1月25日発行  
(毎月25日発行)



## CONTENTS

今月のフクシちゃん	2
「苦情」の理解と対応について	4
誰もが安心して暮らせる地域づくりのために	6
信州つながり探検隊	7
まいさぼレター	8
わたしたちのめざす地域貢献	10
福祉保険サービス広告	11
Art Meeting	12
今月の逸品	12
情報掲示板	12

No.  
**740**  
2017 2月号

## 周囲の助けを借りながら 介護の仕事と育児の両立をめざして

### 長

年にわたり、地域住民の健康管理活動に取り組んできたJA松本ハイランド。「地域の健康と暮らしを守る」という使命のもと、住民からの要望により平成14年に開設したのが、JA松本ハイランド和支所や保育園、行政機能などが集まる一角にある「特別養護老人ホームゆめの里和田」です。20〜30代の若手職員が多く働く明るい雰囲気、一人ひとりがよりよいサービスを考え、前向きに仕事に取り組む姿勢が根付いています。そんな施設で介護福祉士として活躍するのが、約1年間の産休・育休期間を経て、昨年4月に復職した近石佑羽さん。現在は周囲の協力を得ながら短時間勤務をしつつ、入社7年目の経験を生かして働いています。その働きぶりは「常に穏やかで頼りがいがある」と周囲から評判。プロクレーターの松岡久美子さんも「母親がもつ温かさも備え、年が離れた新入職員とベテランの間を取りもつ信頼感もある」と太鼓判を押します。

そんな近石さんですが、新人時代は自分に対して厳しい態度を示すご利用者の対応に悩み、なかなか積極的に関われなかったそう。しかし、ある日先輩から「逃げてはいけいままでも仕事が見えられない」と諭され、気持ちを切り替え積極的に話すようにすると、次第に心を開いてもらえたことで仕事

への手応えを感じたと言います。今では毎日が楽しく、日々充実していると話す近石さん。心がけているのは、なるべくご利用者と多くの話をする事です。

「ご利用者との信頼関係はコミュニケーションから築けると思うので、時間が空いた時は進んで声をかけています。そうしてご利用者と笑い合っている時はやりがいを感じますし、名前を呼んでもらえるとうれしくなりますね。それに、この仕事はちょっとしたミスも大きな病気につながるので、ケガや事故は許されません。常に緊張感をもって仕事をしているので、忙しいなかでも何事もなく1日が終わると、毎日、達成感を感じています」

また、仕事とともに「育児もおろそかにできない」という近石さん。そのためにも、ひとりで悩みを抱えこまないよう職場や家族の助けを借り、時には家事の手を抜きながらも仕事と育児の両立に努めています。そうした無理のない自然な姿勢が、きっと近石さんの穏やかさにつながっているのでしょう。

どんな仕事でも、小さな子どもを育てながら働くことは職場の協力体制が不可欠です。「ゆめの里和田」にはそうした温かい環境が整っているからこそ、職員一人ひとりが生き生きと働いているのだと取材を通じて実感しました。



この仕事を始めて、自然と笑うことも多くなったという近石さん。同時に思いやりの気持ちも一層強くなったそうで、特に妊娠中は多くの職員の助けを得たことから、今は妊娠している職場の仲間のサポートにも努めていると言います。こうした思いがある職員が集まっているからこそ「ゆめの里和田」には明るくやさしい雰囲気が溢れています。



### ボランティアなどを通じて 仕事の楽しさを感じてみては

私は小学生の時のボランティア体験からこの仕事をめざすようになりました。そうした受け入れは各施設で行っていますし、施設ごとのイベントなどもあります。そこから仕事への興味が生まれ、人生経験にもなりますので、気になったらぜひ参加してほしいですね。それに、介護の仕事はやりがいも十分。私は先輩方に子育ての相談もしつつ、仕事と育児の両立に励んでいます。



### 機械的でなく人の温もりを 感じられる介護の仕事

ご利用者から笑顔が返ってきたり「ありがとう」という言葉を聞くと、この仕事をやってよかったと感じます。介護職は決して楽ではありませんが、毎日、人の温かさを感じられる仕事。やりがいは必ずあるので、ご利用者とともに生活を送りたいと感じている人と一緒に仕事ができたらいいですね。

倉科 桂さん  
(介護主任・介護福祉士)

### やりがいが多い介護職。 恐れず飛び込んでほしい

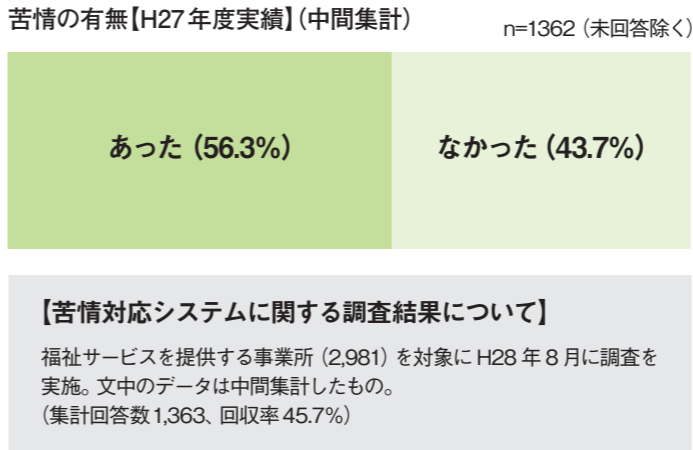
ご利用者にとって施設は生活の場。そこで自分のペースで楽しく暮らせるよう、職員同士で連携を図っています。そんななかでご利用者から身内のように親近感を抱いてもらえるとうれしいですね。仕事となると最初は誰でも緊張しますが、やりがいは多い職場なので、恐れず飛び込んでほしいです。

松岡久美子さん  
(リーダー・介護福祉士)

松本市出身。小学生の時に体験した障がい者施設でのボランティアをきっかけに福祉の仕事めざすようになり、松本短期大学介護福祉学科に進学。介護福祉士の資格を取得した。卒業後は学校からの勤めもあって、平成21年に(社福)松本ハイランドに入社。平成27年4月から産休・育休に入り、平成28年4月に復職。

# 「苦情」の理解と対応について

左のグラフは、昨年度の県内事業所における苦情有無の状況（意見や要望も含む）です。これによると、半数以上の事業所が「苦情があった」と回答しています。



では、実際あった苦情は、誰からのものが多いのでしょうか。下の表は、事業所別に苦情の申し出者を見たものです。どの事業所でも家族（保護者や親族等）からの苦情が多くなっています。

各事業所では、それぞれ利用者本位のサービス提供をめざして、利用者や家族などからの苦情や意見や要望などに対応していることと思います。

しかし、時に、家族自身の考え方や意向によって、家族が事業所の対応に何かしらの違和感を覚え、不満・苦情へと膨らんでいくこともあるかと思えます。

また、利用者の心身の状況により自分の意見や考えを十分に事業所に伝えられない場合、家族は利用者の代弁者として、より事業所の対応に敏感になると考えられます。

これは家族自身が考えるサービスのあり方、他の利用者との関係、職員との思いのすれ違いや誤解など、様々な要素が考えられます。

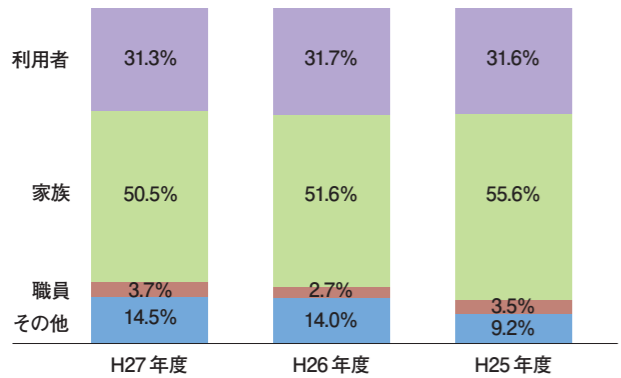
1 苦情等の近年の傾向

ここ数年、長野県内の施設・事業所に寄せられている苦情等（意見・要望を含む）の件数と構成比についてみると、家族の割合が半数を超える状況が続いています。特に、保育所を含む児童福祉施設については、苦情のほとんどが、保護者・家族からのものとなっています（表とグラフ参照）。実際のところ、保護者・家族からの苦情への対応で苦慮されている施設は多いのではないのでしょうか。苦情解決の「特効薬」が欲しいところですが、存在していないと思います。では、どうすれば良いか考えてみましょう。

2 苦情対応の方法を  
考えてみよう

まず、苦情のとらえ方についてですが、それは福祉サービスに対する意見・要望・不満等に対する対応であり、その問題の解決過程が相談援助過程となると考えています。つまり、苦情対応の場面で使う方法・技術の中心は、「相談援助の理論と方法」だと考えています。福祉の事業所・施設で働く多くの方が、どこかで学んだ事があると思います。相談援助の流れとしては、インタビュー（受理面接）を行い、問題

苦情申し出者の構成比【過去3年間】



※未回答を除く。H27年度は中間集計

苦情申し出者の状況【過去3年間】

	H27年度	H26年度	H25年度
利用者	363件	386件	401件
家族	585件	627件	705件
職員	43件	33件	45件
その他	168件	170件	117件
合計	1,159件	1,216件	1,268件

因が考えられます。

このような場合、事業所としては、どのような対応が求められるのでしょうか。利用者の家族に対して、どのように接していけばよいのでしょうか。

長野県福祉サービス運営適正化委員会委員長である、長野大学社会福祉学部長の川島良雄教授から、苦情の理解と対応について話をお聞きしました。

事業所別の苦情申し出者の状況【H27年度実績】(中間集計)

申出者	利用者	家族	職員	その他
救護	5件	1件	0件	0件
高齢者	223件	319件	23件	122件
障がい	94件	69件	14件	12件
児童	10件	14件	1件	4件
保育所	0件	156件	3件	10件
社会福祉協議会	22件	12件	2件	14件
複合	9件	14件	0件	6件
合計	363件	585件	43件	168件

※未回答を除く



長野県福祉サービス運営適正化委員会  
委員長 川島良雄氏

【プロフィール】  
日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科卒業、筑波大学大学院人間総合科学研究科生涯発達専攻修士。群馬県職員（福祉事務所、児童相談所、県立知的障害児施設等に勤務）、関東短期大学こども学科、徳山大学福祉情報学部を経て、長野大学社会福祉学部社会福祉学科教授、社会福祉学部長

長野県福祉サービス運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情の解決や日常生活自立支援事業の適正な運営の確保のために、長野県社会福祉協議会に第三者的機関として設置されています。現在、8名の委員と事務局で業務に当たっています。

苦情は「利用者の声」と捉え、サービスの質の向上につなげていくことが重要です。利用者には、福祉サービスに対する満足度の向上と権利侵害から守られるという面を持っています。事業者にとっては、継続した利用とサービス改善につながります。

を把握しニーズを確定します。この過程では、苦情の内容（主訴）の把握を行います。その中から解決すべき問題は何かを探し出し、ニーズを確定します。ここでは、本人のニーズなのか、保護者・家族のニーズなのかを分けて捉える必要があります。時として両者は、矛盾した内容となることがありますので注意が必要です。続いて、アセスメント（事前評価）を行います。問題状況を把握するための情報収集を行い、問題解決の方向性について総合的に判断を行います。これを受けて、問題解決に向けて目標と援助計画を策定します。あとは、援助計画の実践と評価ということになります。こうした手順を踏むことは面倒ではありますが、問題がこじれたりしないような対応をするためには、有効だと思われま

また、保護者・家族自身が経済的問題や精神的な問題を抱えた多問題家族である場合もあります。こうした問題の専門機関・専門家との連携を進めることで、問題解決に向けた取り組みが進展する場合もあります。抱え込まずに連携を進めていきましょう。

### 3 信頼関係形成の秘訣

苦情解決の場合でも、相談援助の場合でも、相手との関係性が重要になり

ます。信頼関係は、たやすく形成できるものではありません。対人援助における関係形成については、バイステックの7原則が、大変役立つと思えます。それは、①個別化の原則（相手を個人としてとらえる）②意図的な感情表出の原則（相手の感情表出を大切に）③統制された情緒的関与の原則（援助者は自分の感情を自覚して吟味する）④受容の原則（受け止める）⑤非審判的態度の原則（クライエントを一方的に非難しない）⑥自己決定の原則（相手の自己決定を促して尊重する）⑦秘密保持の原則（秘密を保持して信頼感を醸成する）の7項目です。苦情対応時に参考にして頂きたいと思っています。

また、苦情への対応過程においては、エンパワメントとストレングスの視点も大切です。前者は、当事者が自分自身の力で問題や課題を把握し解決できる知識や技術、能力を獲得出来るように支援を行うという考え方で、後者は、当事者が元来持っている「強み力」に着目しそれを引き出し活用していくという考え方です。

苦情対応、相談援助の何れにおいても、相談援助の理論と技術は大変役に立つと考えています。是非、みんなで学び直して、対応力を高めていきましょう。

# 誰もが安心して暮らせる 地域づくりのための

## 一般社団法人 長野県知的障がい福祉協会

行動障がい者を、これ以上悪くしない、そして、回復させる、さらにこれ以上作らない

知的障がい、自閉症支援の現場には、「強度行動障がい者」という言葉があります。なんだか、この言葉だけを耳にすると、とんでもない、むしろめちゃくちゃな行動をしている人がいて、近づくのも怖い、ましてや関係をつくることなんてできっこないという響きに圧倒されそうです。

が、その方々が見せる、例えば「他害」「破壊」などという行動が、生まれた時からあるというものは無いので、それらの行動は、二次的に環境との関係で後天的に生じたと考えられ、とすれば、環境との関係を再調整できれば、元のような形に回復していくと理解することができます。

そのような方々に対する支援方法は、永らく支援現場では「分からない」とされ、諸派入り乱れての主張がなされていたのですが、3年前より国の施策として、日本国標準の支援モデルが提示され、国策としての研修制度がスタートしました。それが「強度行動障がい支援者養成研修①基礎研修②実践研修」と呼ばれるものです。そのねらいは、ずばり、「どんなに障がいが重くても地域で暮らし続けるために」です。

年4回の実践レポート提出と継続的なスーパービジョンが人財を育て、行動障がい者の行動を変容させる

実は、長野県知的障がい福祉協会は、国の研修制度が始まる5年前より

実践レポートとスーパービジョンを軸に、適切な支援を提供されることで、数ヶ月、半年の間にまるで別人のようになってしまいう事例が出現します。その事業所一番の「厄介者」で職員から怖がられていた人が、年度の終わりには、地域移行の第一歩目の候補者としてリストアップされたり、行事と言えば一対一で職員がびったりと張り付いていなければ、何が起るかわからないと思われていた人が、行事中、どこにいるかわからないくらい落ち着いた人になったりと。

知的障がい・自閉症支援の本質は、コミュニケーション支援であり意思決定支援である

障害者基本法で述べられている障がい福祉観は、社会モデルと呼ばれ、社会的障壁との関係で障がいは生じ、環境が変われば、障がい障がいが無くなるというものです。そ

り、先駆的に自閉症の方々の行動障がい、支援困難状況に対する支援研修制度として、「実践事例を通して学ぶ自閉症支援セミナー」をスタートさせ、人材の育成に当たっていました。今年度は8年目に当たり、200名以上の修了者を現場に送り出しています。

実践レポートとスーパービジョンを軸に、適切な支援を提供されることで、数ヶ月、半年の間にまるで別人のようになってしまいう事例が出現します。その事業所一番の「厄介者」で職員から怖がられていた人が、年度の終わりには、地域移行の第一歩目の候補者としてリストアップされたり、行事と言えば一対一で職員がびったりと張り付いていなければ、何が起るかわからないと思われていた人が、行事中、どこにいるかわからないくらい落ち着いた人になったりと。

して、社会モデルの理念をベースになされる支援は、本人中心の支援と呼ばれ、どんなに障がい重くても、相談の対象として尊重され、その意思決定を軸に支援が組み立てられることを保障するものです。どんなに障がい重くても「意思がある」存在である。それを強く、永続的に、全ての人々に伝えるために活動を続けることが、当協会のミッションであると考えます。

(長野県知的障がい福祉協会 会長 宮下智)

### 団体紹介

知的障がいのある人の人格を尊重しつつ、その福祉向上増進のための調査研究、知識の向上及び啓発のための研修、広報、相談、知的障がいのある人の施設に対する支援等、多種多岐に亘る事業を積極的に実施している。現在会員数は、施設(事業所)会員180、保護者会々員46。



一般社団法人 長野県知的障がい福祉協会

〒380-0928 長野県長野市若里七丁目1番7号  
長野県社会福祉総合センター内  
TEL 026-225-0704  
FAX 026-225-0714

## 信州つながり 探検隊

住民主体の福祉活動地域づくりレポート

### “ほっと” 気軽にボランティア健康相談 ～むらのお医者さん～

喬木村では週一回、地域住民向けの健康相談室が開かれています。

健康についての相談がメインですが、地域の住民にとってはそれだけに留まらない存在になっています。

月曜日の夕方、一人の医師がにこやかな表情で喬木村社協に到着しました。羽生憲直さんは週に1回、喬木村社協がある建物の一角で、住民向けに無料の健康相談をボランティアで行っています。

長年、県内で脳神経内科の医師として診察にあたった羽生さんの原点は、中学生まで生活していたここ喬木村。医師として多忙な生活を送る中でボランティア活動とは縁がなく、定年後に地域に入って行けるか不安だったそうです。そんな中、「自分のできることで地域に貢献したい」という想いが同級生を通じて喬木村社協とつながり、この相談室が開設。平成27年度は、年間70名ほどの地域の方が訪れています。「ちょっとおよびて喬木村縁側の会」のボランティアの皆さんが、受付やお茶出し等相談者の対応に協力し、地域の居場所としても利用されています。「自分の健康に不安を持っているが、医療機関にかかるのは気が進まない」「既に医療機関を受診しているが、それでも相談したい」など、相談内容は様々です。中には、相談者のご家族のことなど、健康以外のことを相談されることもあるそうです。

「相談を受ける上で一番大切にしていることは、傾聴すること」と羽生さん。この相談室では診断や治療は行いません。長年医師として患者に寄り添ってきた羽生さんが、相談者とかかりつけ医、さらには地域と医療をつないでいます。日によっては相談者が誰も来ないこともありますが、それでも羽生さんは「来なければ来ないで安心」とおっしゃいます。穏やかな空気が流れる相談室は、羽生さんと住民が共に作り出す地域の縁側となっています。



上: 穏やかな表情が印象的な羽生さん。アットホームな雰囲気です。下: 相談室は個室になっていて、プライバシーに配慮されています。

活動名/地域の縁側ボランティア健康相談室(喬木村社協内)  
問合せ先/喬木村社会福祉協議会  
TEL 0265-33-4567

### 法的な問題でお悩みの方

まずは法テラスへお問い合わせください。



法テラスが実施する無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替制度等の各種事業は、弁護士会・司法書士会と連携して実施するものです。

法テラス 長野 ☎0503383-5415  
〒380-0835 長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座4階

## まいさぼ通信

生活困窮者自立支援制度の目標の一つに「生活困窮者支援を通じた地域づくり」があります。このコーナーでは、その部分に着目して、各地の生活就労支援センター「まいさぼ」の取り組みを紹介します。

### ■「自己決定力を丁寧に支える」

まいさぼ須坂は、『パルム』の愛称で市民が親しむ須坂ショッピングセンター内に事務所を構え、市から委託を受けた須坂市社協が4名(生活福祉資金担当含む)の職員体制で運営しています。2年目の今年度は、市の担当課に生活困窮者自立支援制度を主担当とする職員が配置され、毎週、新規相談者のケースの報告と支援方針の検討をしながら情報共有を図っているとのこと。また、2ヶ月に1度の定例の支援調整会議では、市(担当課)・市社協・まいさぼの他、市就業支援センター(愛称「ゆめわーく須坂」)、ハローワーク須坂、長野県NPOセンター(就労準備支援事業受託)が出席するなど、各機関との協力体制を整えながら相談対応をしています。「日々の相談からはまだまだ対応が不十分なことを痛感することも多くあります」と戸谷主任相談支援員は話します。

「例えば、外国籍の相談者に対して、支援員が聞き取りや主訴の整理に苦勞する以上に、相談者は思ったこと、困っていることがうまく伝わらない歯がゆさがあるだろうと感じる」と話します。ただし「通訳介助者等の支援を検討しても、相談者の中には母国語が分かる人に話すことが簡抜けになるようで不安を感じる方もいます」と

### まいさぼ須坂

((須坂市生活就労支援センター))

〒382-0087 須坂市須坂344-1-60 須坂ショッピングセンター内

TEL 026-248-9977 FAX026-214-9883

対象エリア/須坂市

人口/ 50,505人 (H28.12.1 現在 長野県毎月人口異動調査結果)

続けます。そして「このことは国籍を問わず相談に来られる方は同じように“根掘り葉掘り聞かれるのではないか”という心配があるのかもしれない。事情聴取型にならないよう、まずは相談にきてくれたことを労い、信頼関係の構築とともにその人がなぜ、どの時点で困窮してしまったのかを丁寧に聴きながら、自立に向けての方策と一緒に考えていくことを心がけています」と語りました。

最後に生活困窮者自立支援制度が目指す『地域づくり』について、戸谷主任相談支援員は「徐々に“まいさぼ須坂”の周知も広がり、関係機関とのネットワークも広がってきています。今後は、相談者のみならず、その人を支える地域の土壌を作っていく点も踏まえて取り組んでいきたい」と抱負を語っていました。



【主任相談支援員養成研修】  
(まいさぼ飯田 佐々木主任相談支援員)

【研修報告】  
厚生労働省委託事業(国研修)

【相談支援員養成研修】  
(まいさぼ上田 加藤相談就労支援員)

【就労支援員養成研修】  
(まいさぼ塩尻 吉江相談支援員)

## まいさぼレター (概略版)

vol.14

まいさぼレターとは、「生活困窮者自立支援法」に基づき県内23箇所に設置された生活就労支援センター(まいさぼ)の支援員のスキルアップや情報交換を目的として、本会相談事業部が各まいさぼや福祉事務所へ定期的に配信しているものです。今回は、平成28年11月11日に発行された第10号及び平成29年1月5日に発行された第11号の中から、「研修報告」の記事を一部抜粋して紹介します。

研修で特に勉強になったのが、制度からインフォーマルまで様々な資源を活用したネットワークづくりです。また、生活困窮者自立支援法は、今までの制度とは違う「考える制度」であるという話もありました。相談者支援を通じ、地域ネットワークをどのように構築していくか柔軟に創造することが今後必要とされます。(中略)

制度ばかりでなく、インフォーマルな住民活動や支援活動も巻き込み、地域ネットワークが広がっていくことが今後の楽しみです。

「『ずっと』：「切れ目のない支援」  
本人の支援者を増やし、抱えている課題が最終しても地域で生活ができるようつながりを構築していく。  
『みんな』：「チームによる支援」  
多職種による専門性を理解し、目的を一致させた上で情報共有することが大切である。」

「『つながる・つくる』：「社会資源の活用と開発」  
就労意欲が低く、関係性を築くことが難しい方への関わり方をどのようにしていけば良いか、自分では答えが見つからなかった点に焦点があたりました。  
ただ、話を「聴く」だけでなく「聴き込む」こと。「その人がどの場面どのように振る舞い、どんな風に感じているのかを想像出来るまで話を聴く」、そこまでいって初めて今後のことを提案していきける話に、相談者との関係を築く上で土台となる部分がまだまだ不十分であったと痛感しました。(中略)

「これが絶対の就労支援だ」というものは存在しないからこそ、多種多様な人や資源とつながり、「知っている領域を増やす」「知域づくり」をより積極的に行っていかなければならないと改めて実感しました。」

生きるしあわせ  
はたらくよろこび  
地域といっしょに



## 社会福祉法人 花工房福祉会

〒381-2226 長野県長野市川中島町今井1387番地1  
TEL:026-283-4187 / FAX:026-283-8703  
E-mail:ecorn87@mx1.avis.ne.jp http://www.hanakobo-fukushikai.jp/

リハビリテーション サルーテは  
「通うことが楽しい!」  
リハビリ施設です。



見学・体験  
随時受付中

お電話で予約受付/AM9:00~PM17:00  
☎026-223-2255  
〒389-0941 長野市安茂里3599-1 FAX:026-223-2555

# 平成28年度 社会福祉施設 総合損害補償

## しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます  
ぶくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の  
**事故・紛争円満解決のために!**

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

■ 基本補償(賠償・見舞)

▶補償金額		基本補償(A型)		見舞費用付補償(B型)	
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円	500万円	500万円
被害者対応費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害03-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害03-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害03-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害03-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害03-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	傷害見舞費用				

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

付見舞費用(B型)

基本補償(A型) 保険料	【見舞費用加算】
	定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

スケールメリットを活かした  
充実した補償と  
割安な保険料  
です。

- ◆ 28年度新設 利用者賠償責任補償(プラン3-①オプション)  
社会福祉法人役員の賠償責任補償(プラン4)
- この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険「普通傷害保険」労働災害総合保険「約定期行費用保険」動産総合保険)です。
- このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
 (引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課  
 保険会社 TEL: 03(3593)6824  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**  
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(SJKNK15-17043 2016.02.18 作成)

# 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成28年度 全国200万人 加入!!

## ボランティア活動保険

補償金額(保険金額)

保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円
	後遺障害保険金	1,200万円(限度額)	1,800万円(限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術保険金	65,000円	100,000円
	入院中の手術 外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
賠償の補償	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ	
	葬祭費用保険金(特定感染症)	300万円(限度額)	
賠償責任	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)	

年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	430円	650円

http://www.fukushihoken.co.jp  
ぶくしの保険 検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)  
 送迎サービス補償 (傷害保険)  
 福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定期行費用保険(オプション))

● お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
 (引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課  
 保険会社 TEL: 03(3593)6824  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**  
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
 営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)  
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJKNK15-17042 (2016.02.18 作成))



認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症当事者と家族だけでなく、地域の誰もが気軽に集まって交流をする「オレンジカフェ」の開催が全国に広がっています。お茶を飲みながら家族は介護の悩みを話し合え、認知症の当事者は外出やさまざまな活動が楽しめる、地域住民にとっては認知症の正しい理解が深まるとあって、評判は上々。長野県各地でも開設されていますが、そのひとつが長野市の特養・若槻ホームに併設された「地域交流棟」で毎月1回開催されている「オレンジカフェわかつき」です。若槻地区で民生委員も務めていた認知症サポーター養成講座の講師役「キャラバンメイト」によるボランティアが運営主体となり、若槻ホームが場所を提供するカタチで平成

27年11月にスタートしました。開設にあたり、職員と「キャラバンメイト」は共に他地区の「オレンジカフェ」を視察。自分たちなりの「オレンジカフェ」を考えました。毎回参加者は40人ほどで、ボランティアが持ち寄る料理とお茶、そして地域住民によるさまざまな催しを楽しみます。この日に行われていたのは、地域で暮らすプロのギタリストと常連参加者のハローモニカ演奏に合わせた唱歌の合唱。あちこちに溢れる笑顔が印象的でした。こうした催しは運営側の企画ではなく、参加者の自主的な発案によるものだそうです。さらに、通い慣れた地域住民は積極的に話し相手になるなど、ボランティアの枠にとられない交流も広がっています。こうした集いの場によって、地域全体の絆が深まっています。

# 「住民主体のオレンジカフェ」

社会福祉法人若槻ホーム

わたしたちのめざす地域貢献

vol. 10



県内キャラクター紹介

No.03 松本市社会福祉協議会 「つむぎちゃん」

つむぎちゃんは、福祉の妖精として、市民の皆さんと一緒に手を携えて、人と人をつむぐような存在であるとともに、将来を担う子ども達に、福祉の心を育む優しい気持ちを運んでいます。

お問い合わせは  
 長野県社会福祉協議会 総務企画部まで

TEL 026-228-4244  
 soumu@nsyakyo.or.jp

キャラクター紹介も募集中です!

## 今月の逸品

この季節にぴったり  
薪販売してます。

たてしなふれ愛園ではいくつか自主製品を作っていますが、その中の一つとしてストーブ用薪の生産販売を行っています。炎の作る柔らかい暖かさが人気で、薪ストーブを置く家が増えてきている今、たてしなふれ愛園の主力の製品となっています。近隣であれば配達もできますので、お気軽にお問い合わせください。

45 cm 1束(ナラ・アカシア) 420円  
30 cm 1束(アカシア) 360円  
※ただ今欠品中。ご予約承ります。

社会福祉法人立科町社会福祉協議会  
たてしなふれ愛園  
TEL 0267-56-3721  
FAX 0267-56-2516



## Art Meeting



### 作者紹介

『進化するブレイン』(画用紙、ゲルインクペン)  
mah(まー) 1974年生 安曇野市在住

作者は長い間過食衝動や過剰服薬など、自分ではままならない心の動きに翻弄されてきた。それらを鎮めるために、自分の心の中のコントンとしたものを手の動くままに絵を描き始めてみた。2015年3月から描き始め、2016年6月までの一連の絵16点が、長野県主催の『ザワメキアート展』に選考されて展示された。そのうちの一点である。  
《ご本人のコメントから》自分を宇宙人だと思っています。たまたま地球では『障がい者』として、お薬なども必要なのですが、そんな宇宙人から見たおっかなびっくりの地球探検旅を、『芸術』というカタチで記録させてもらっているのだと思っています。

## 情報掲示板

### 県社協からのお知らせ

- 平成28年度社会福祉協議会職員基礎研修  
フォローアップ講座  
日程/平成29年2月14日(火)10時30分~16時15分  
会場/長野県総合教育センター 第1研修室(塩尻市)
- 平成28年度社会福祉協議会法人運営・経理研修  
日程/平成29年2月15日(水)10時30分~16時  
会場/長野県総合教育センター(塩尻市)

### 新着助成金情報

- ジャパン・プラットフォーム(JPF)「共に生きる」ファンド  
問合せ先/特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム  
応募締切/平成29年2月8日(水)  
TEL 03-6261-4750  
URL <http://tohoku.japanplatform.org/tomonikiru/apply.html>
- 中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成  
問合せ先/社会福祉法人 中央共同募金会  
赤い羽根福祉基金運営事務局  
応募締切/平成29年2月13日(月)  
TEL 03-3581-3846  
URL <http://www.akaihane.or.jp/hukushikikin/index.html>

- 福祉だより信州はいかがでしたか?  
ご感想、お問合せ、掲載希望等は下記へお寄せください。  
長野県社会福祉協議会 総務企画部 総務グループ  
TEL 026-228-4244 FAX 026-228-0130  
E-mail [soumu@nsyakyoo.or.jp](mailto:soumu@nsyakyoo.or.jp)

昭和27年1月11日第三種郵便物認可 第740号  
2017年(平成29年)1月25日発行(毎月25日発行)  
●発行所/社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
〒380-0928 長野市若里7-1-7 TEL 026-228-4244 FAX 026-228-0130  
E-mail [info@nsyakyoo.or.jp](mailto:info@nsyakyoo.or.jp) URL <http://www.nsyakyo.or.jp/>  
●印刷所/有限会社サンライズ ●制作/合同会社ch.  
●購読料/1部30円(本会費を含む)